

京丹後市公営プールのあり方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 市民の健康増進及び教育の振興、地域の発展及び観光振興など多様な観点から京丹後市公営プールのあり方を検討するため、京丹後市公営プールのあり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京丹後市公営プールのあり方に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、公営プールに関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 健康、教育、地域、観光に関する団体等の関係者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 検討会議は、原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つ必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他の委員長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、健康長寿福祉部健康推進課、商工観光部観光振興課及び教育委員会事務局生涯学習課において処理する。ただし、会議に係る主たる事務は、過去に公営プールを所管してきた経緯等を踏まえ、商工観光部観光振興課が行うものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月25日から施行する。

(最初の検討会議の招集)

2 第3条第1項に規定する委員をもって組織される検討会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。